

令和5年5月31日

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

- 1 処分の程度 懲戒処分 戒告
- 2 処分年月日 令和 5年 5月31日
- 3 被処分者 北区役所 40歳代 一般職員
- 4 処分対象の概要 令和4年11月、被処分者が公用で自家用車を運転中、交差点に青信号で進入。対向車線の車両が途切れ右折する際に、横断歩道上の歩行者の有無及びその安全を確認しながら発進すべきところ、これを怠り、右折進行した結果、横断歩道上の歩行者に接触し転倒させた。この事故によって、相手方に全治約1か月間を要する右坐骨骨折等の重傷を負わせたもの。

【お問い合わせ先】

新潟市総務部人事課

課長補佐 齋藤

(電話 025-226-2489)